Ⅱ　都市計画区域

Ⅱ－１　都市計画の方針

（１）都市計画決定

名　称	告示年月日	告示番号
旭川圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	平成 16 年 4 月 6 日決定 平成 23 年 3 月 29 日変更 令和 2 年 4 月 7 日変更	北海道告示 390 号 北海道告示 216 号 北海道告示 274 号
旭川圏都市計画都市再開発の方針	平成 18 年 3 月 3 日決定	北海道告示 182 号

（２）その他

名　称	策定（変更）年月	備　考
旭川市都市計画マスタープラン	平成16年 4月策定 平成23年 3月改定 平成29年 2月改定	都市計画法第 18 条の 2 に基づく方針
旭川市立地適正化計画	平成 30 年 3 月策定 令和 6 年 5 月改定 令和 7 年 5 月改定	都市再生特別措置法第 81 条に基づく計画（旭川市都市計画マスタープランの一部とみなされる）

Ⅱ－２　旭川圏都市計画区域の経過

告 示 年 月 日	告 示 番 号	面 積	備　　考
		ha	
昭和 3 年 5 月 4 日決定		6,604.76	旭川都市計画区域決定
〃25 年 5 月 7 日変更	建設省　第　23 号	6,654.30	東神楽町一部編入
〃31 年 2 月 17 日変更	〃　第 306 号	16,327.48	神居、江丹別町の一部を含める
〃31 年 9 月 24 日取消	〃　第 1485 号		昭和 31 年 2 月 17 日の告示取消
〃31 年 12 月 5 日変更	〃　第 1893 号	16,327.48	神居、江丹別町の一部を含める
〃38 年 3 月 19 日変更	〃　第 643 号	32,614.21	永山町を含める
〃44 年 12 月 26 日変更	北海道　第 2735 号		神楽町、神居町の一部を含める

＊旭川市の都市計画区域　令和 8 年 3 月 31 日現在 29,800.00ha

(1)　都市計画法の適用

告 示 年 月 日	告 示 番 号	内　　容	効 力 発 生 日
昭和 2 年 3 月 23 日	勅令　第 35 号	都市計画法適用	昭和 2 年 4 月 1 日

(2)　都市計画法施行令の適用

告 示 年 月 日	告 示 番 号	内　　容	効 力 発 生 日
昭和 44 年 7 月 22 日	建設省　第 3271 号	開発行為の規制等の適用区域の決定	昭和 44 年 7 月 22 日

Ⅱ－３　市街化区域・市街化調整区域

単位：ha

区分 / 告示	旭川圏			旭川市			鷹栖町			東神楽町		
	ア	イ	合計	ア	イ	合計	ア	イ	合計	ア	イ	合計
昭和 45 年 7 月 1 日 決　　定 北海道告示第 1661 号	6,720	28,880	35,600	6,160 *410	20,120 *3,360	26,280 *3,770	80	2,870	2,950	70	2,530	2,600
昭和 48 年 3 月 13 日 変　　更 北海道告示第 584 号	6,740	28,860	35,600	6,590	23,460	30,050	80	2,870	2,950	70	2,530	2,600
昭和 52 年 10 月 5 日 変更（第 1 回定時） 北海道告示第 3048 号	7,340	28,260	35,600	7,160	22,890	30,050	90	2,860	2,950	90	2,510	2,600
昭和 59 年 8 月 16 日 変更（第 2 回定時） 北海道告示第 1489 号	7,577	28,023	35,600	7,395	22,655	30,050	93	2,857	2,950	89	2,511	2,600
昭和 62 年 3 月 30 日 変　　更 北海道告示第 446 号	7,594	28,006	35,600	7,412	22,638	30,050	93	2,857	2,950	89	2,511	2,600
昭和 63 年 3 月 31 日 変　　更 北海道告示第 468 号	7,654	27,946	35,600	7,472	22,578	30,050	93	2,857	2,950	89	2,511	2,600
平成元年 5 月 25 日 変　　更 北海道告示第 822 号	7,705	27,895	35,600	7,472	22,578	30,050	93	2,857	2,950	140	2,460	2,600
平成 2 年 3 月 29 日 変　　更 北海道告示第 410 号	7,750	27,850	35,600	7,517	22,533	30,050	93	2,857	2,950	140	2,460	2,600
基礎調査により 市街化区域面積変更	7,742	27,858	35,600	7,509	22,541	30,050	93	2,857	2,950	140	2,460	2,600
平成 3 年 3 月 28 日 変更（第 3 回定時） 北海道告示第 451 号	7,817	27,783	35,600	7,535	22,515	30,050	131	2,819	2,950	151	2,449	2,600
平成 3 年 10 月 22 日 変　　更 北海道告示第 1644 号	7,877	27,723	35,600	7,595	22,455	30,050	131	2,819	2,950	151	2,449	2,600
平成 4 年 10 月 16 日 変　　更 北海道告示第 1628 号	7,921	27,679	35,600	7,639	22,411	30,050	131	2,819	2,950	151	2,449	2,600
平成 5 年 4 月 23 日 変　　更 北海道告示第 614 号	8,015	27,585	35,600	7,727	22,323	30,050	137	2,813	2,950	151	2,449	2,600
平成 5 年 9 月 14 日 変　　更 北海道告示第 1435 号	8,037	27,563	35,600	7,749	22,301	30,050	137	2,813	2,950	151	2,449	2,600
平成 6 年 10 月 25 日 変　　更 北海道告示第 1623 号	8,058	27,542	35,600	7,770	22,280	30,050	137	2,813	2,950	151	2,449	2,600
平成 7 年 5 月 12 日 変　　更 北海道告示第 740 号	8,089	27,511	35,600	7,801	22,249	30,050	137	2,813	2,950	151	2,449	2,600
平成 8 年 3 月 29 日 変　　更 北海道告示第 453 号	8,126	27,474	35,600	7,838	22,212	30,050	137	2,813	2,950	151	2,449	2,600

※アー市街化区域面積、イー市街化調整区域面積
　数値の端数処理は、四捨五入とした。
＊東鷹栖町（昭和 46 年 2 月　旭川市に編入）

単位：ha

区分 / 告示	旭川圏			旭川市			鷹栖町			東神楽町		
	ア	イ	合計	ア	イ	合計	ア	イ	合計	ア	イ	合計
平成 8 年 9 月 13 日 変　　更 北海道告示第 1432 号	8,133	27,467	35,600	7,845	22,205	30,050	137	2,813	2,950	151	2,449	2,600
基礎調査により 市街化区域面積変更	8,125	27,475	35,600	7,837	22,213	30,050	137	2,813	2,950	151	2,449	2,600
平成 9 年 11 月 28 日 変更（第 4 回定時） 北海道告示第 1873 号	8,138	27,462	35,600	7,837	22,213	30,050	147	2,803	2,950	154	2,446	2,600
平成 10 年 3 月 31 日 変　　更 北海道告示第 461 号	8,182	27,418	35,600	7,837	22,213	30,050	147	2,803	2,950	198	2,402	2,600
平成 12 年 3 月 31 日 変　　更 北海道告示第 569 号	8,192	27,408	35,600	7,837	22,213	30,050	147	2,803	2,950	208	2,392	2,600
平成 12 年 11 月 7 日 変　　更 北海道告示第 1812 号	8,197	27,403	35,600	7,837	22,213	30,050	147	2,803	2,950	213	2,387	2,600
平成 14 年 11 月 12 日 変　　更 北海道告示第 1798 号	8,212	27,388	35,600	7,837	22,213	30,050	162	2,788	2,950	213	2,387	2,600
基礎調査により 市街化区域面積変更	8,202	27,398	35,600	7,827	22,223	30,050	162	2,788	2,950	213	2,387	2,600
平成 16 年 4 月 6 日 変更（第 5 回定時） 北海道告示第 391 号	8,202	27,398	35,600	7,827	22,223	30,050	162	2,788	2,950	213	2,387	2,600
平成 17 年 3 月 29 日 変　　更 北海道告示第 244 号	8,333	27,267	35,600	7,958	22,092	30,050	162	2,788	2,950	213	2,387	2,600
平成 19 年 11 月 6 日 変　　更 北海道告示第 705 号	8,347	27,253	35,600	7,958	22,092	30,050	162	2,788	2,950	227	2,373	2,600
平成 21 年 3 月 31 日 変　　更 北海道告示第 238 号	8,376	27,224	35,600	7,958	22,092	30,050	162	2,788	2,950	256	2,344	2,600
平成 23 年 3 月 29 日 変更（第 6 回定時） 北海道告示第 216 号	8,375	27,225	35,600	7,957	22,093	30,050	162	2,788	2,950	256	2,344	2,600
基礎調査により 市街化調整区域 面積変更	8,375	27,062	35,437	7,957	21,843	29,800	162	2,822	2,984	256	2,397	2,653

※アー市街化区域面積、イー市街化調整区域面積
　数値の端数処理は、四捨五入とした。
＊東鷹栖町（昭和 46 年 2 月　旭川市に編入）